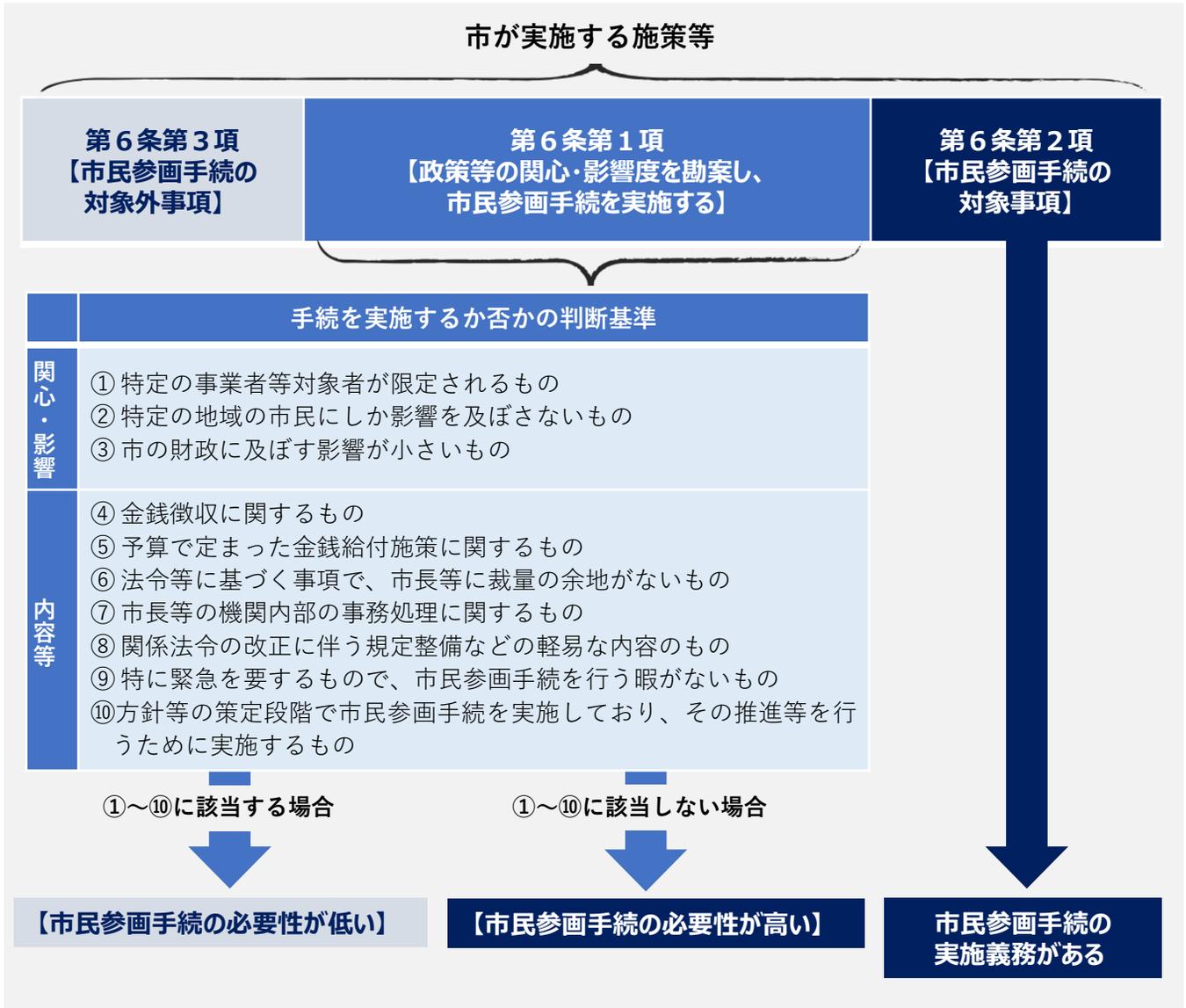


市民参画条例の運用状況に関すること

— 市民参画手続実施のながれ —

1. 市が施策等を実施するときは、その施策等が「市民参画手続」の対象か否かを検討します。

【市民参画手続の判断基準】



【参考】第 6 条 第 2 項

2 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、あらかじめ、市民参画手続を実施しなければならない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
- (2) 市の総合計画(自治基本条例第 2 6 条第 1 項に規定する「総合計画」をいう。)その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例及び義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設であって規則で定めるものの設置に係る基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更又は廃止

2. その施策等について市民参画手続を「実施する」と判断したら、「どの時期」に「どの手法」で手続を実施すると効果的・効率的に市民の意見を聞けるのかを検討します。

❖ 「いつ」市民の声を聴こうかな？



❖ 「どのように」市民の声を聴こうかな？

市民参画手法	手法の概要	特徴
意見公募手続 (パブコメ)	広く市民からの意見を募集する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰でも参画できる ● 最も活用されている手法
審議会等手続	公募市民を含めたメンバーにより、検討を行う会議。	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な視点で、十分な協議ができる ● 検討に一定の時間を要する
意見交換手続	市民同士の自由な意見交換ができる集まり。	<ul style="list-style-type: none"> ● 初心者でも参加しやすい ● 市民同士で話し合える
ワークショップ手続	意見交換・共同作業・体験学習等を通じて具体的な成果物を作る集まり。	<ul style="list-style-type: none"> ● テーマに応じて、話し合う方法を工夫することができる
公聴会手続	市民が公開の場で、公述人として、口頭で意見を述べる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の意見を直接聞くことができる ● 市民同士の情報共有ができる
政策公募手続	市が政策案等の問題を提起し、市民から提案等を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の知識・経験・創造性を活用することができる
その他手続	アンケート、市民フォーラム等	—

3. 市民参画手続の時期と手法が決まれば、ルールに基づいて、的確に手続を実施します。

第6条第2項 【市民参画手続の対象事項】

❖ (仮称)西明石地域交流センター基本設計(素案)

西明石地区の地域交流拠点の整備に向け、整備計画を受けて基本設計を策定する。

当該整備計画(素案)は市民参画手続(意見公募手続・意見交換会)実施済

第6条第2項第4号に該当する【対象事項】

市民参画手法	内容	
① 意見公募 手続	募集期間	R5.12.22～R6.1.25
	公表方法	市広報紙／市ホームページ／自治会回覧／市民センター／行政情報センター／西明石サービスコーナー／あかし総合窓口／プロジェクト推進室窓口／サンライフ明石／学校周知(明石高専、明石南高校、城西高校)／西明石駅ポスター掲示
	結果の公表	市ホームページ／市議会(総務常任委員会)
② ワーク ショップ 手続	実施の目的	サンライフ明石の現状と基本設計(素案)の説明、他自治体での事例紹介を行い、施設全体への意見や「こんな使い方ができそう」「こんな工夫があればいいな」を話し合った。
	日時／場所	①R6.1.14(日) 14:00～16:00 ②R6.1.17(水) 18:30～20:30 サンライフ明石研修室
	公表方法	①意見公募手続の公表方法と同じ
	公表時期	R5.12.13～R6.1.17
	参加資格	市内在住、市内に事務所又は事業所を所有、市内に在勤又は 在学、市内で事業活動や市民活動を行う方又は団体
	結果の公表	市ホームページ／市議会(総務常任委員会)

意見公募手続の実施結果 【意見数35件／35人】

要望が多かった項目や各施設への動線及び使い勝手等を考慮し、設計内容に反映。

- ・施設内にフリーWi-Fi設備を導入
- ・学習できる場所を拡大
- ・カウンターにコンセントを増設
- ・フリースペース等に展示機能を整備
- ・多目的ホールにバスケットボールのゴールを設置

ワークショップ手続の実施結果 【参加者数 ①25人／②23人】



- ・学生の参加を促すため、学校にもチラシを配付。
- ・幅広い世代が参加できるように、休日と平日の2回開催。



担当者より

市民の声を聴くことで、担当者として判断に迷っていた設備の導入について、確証を得ることができました。また、屋上の使い方について、想定していた以上に多様なアイデアが出てきました。ワークショップを実施することで、施設の認知度UPにも繋がったように思います。

第6条第2項【市民参画手続の対象事項】

◆ 明石市緑の基本計画改定

自然環境や社会情勢の変化、SDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）や都市計画マスタープランを踏まえ、計画を改定する。

条例第6条第2項（2）に該当する
【対象事項】

緑の基本計画の策定（改定）に際しては、都市緑地法第4条第4項においても、公聴会等住民意見を反映するものと定められています。

市民参画手法	内容	
① ワークショップ 手続	実施の目的	「みんなで明石の緑を考えよう」をテーマとし、1回実施する。
	日時／場所	R6.2.20（火）18:30～20:45 ウィズあかしフリースペース
	公表方法	市広報紙／市ホームページ／コミセン 市民センター／子育て支援センター
	公表時期	R6.1.1～R6.1.31
	参加資格	どなたでも
② 審議会手続 （緑の基本計画改定 検討委員会）	結果の公表	市ホームページ／緑化公園課窓口
	委員数9名	うち公募 2名 / うち女性 5名
③ 意見公募手続	委員名簿／会議／会議録	公表
	今後実施予定	

ワークショップ手続の実施結果
【参加者／39人】

審議会手続の実施結果
【3回開催】※検討委員会継続中

2024年2月20日（火）18:30～20:45
場所：ウィズあかしフリースペース
対象：どなたでも 定員：50人
申込：1月31日（木）まで

2024年2月20日（火）明石市緑の基本計画改定ワークショップ「みんなで明石の緑を考えよう」

全体まとめ「私たちの考える、明石の「みどり」をもっと豊かにするアイデア」

【議程】

- 18:30～19:00 全体会合
- 19:00～19:30 自由討議
- 19:30～20:00 全体発表
- 20:00～20:45 閉会式

- ・チラシ作成を工夫し、市民の興味を喚起することで、多くの市民の参加につながった。
- ・審議会開催前にワークショップを実施。広く市民から集めた意見を活かしながら、検討委員会でまちづくりの課題や基本方針の整理し、取組内容を検討中。



市民の声を取り入れながら、検討委員会が中心となって計画書を作成しています！

担当者より

第6条第1項 【政策等の関心・影響度を勘案し、市民参画手続を実施する】

❖ パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設

SOGIEに関わらず、互いを人生のパートナーシップ関係であることを表明した2者が市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明(家族として共に暮らしている子どもがいる場合には、子どもを含めた関係性を合わせて証明)する制度を令和3年1月に創設しました。



【SOGIEとは】

- ・性的指向（好きになる性）
- ・性自認（自分の思う性）
- ・性表現（表す性）

の性の多様性を示した総称

市民参画手法	内容	
① 意見公募手続	募集期間	R2.10.1～R2.10.31
	公表方法	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター SDGs推進室窓口
	結果の公表	市ホームページ SDGs推進室窓口



意見公募手続の実施結果
【意見数72件／20人】

担当者より

【意見公募手続実施の効果】

- ・意見公募を通じて、既に他自治体で同制度を活用している方からの意見や制度ができることで期待される効果、意見を出すに至った背景を知ることができた。
- ・意見公募で制度の名称についても意見を集め、意見を参考に名称を決めた。

【意見公募手続を実施した理由】

- ・担当者が想定していること以外の考え方も知ることが、より具体的できめ細やかな制度づくりにつながると考えました。
- ・制度が出来ても、その効果が伴わなければ意味のない制度になってしまいます。制度が出来てから「ああすれば良かった」と反省するのではなく、制度が完成する前にあらゆる考え方や視点を知ることが良い制度を作る上では重要です。当事者のニーズの把握や確認をする上で、意見公募手続は有用でした。



第6条第3項【市民参画手続の対象外事項】
第6条第1項【政策等の関心・影響度を勘案し、市民参画手続を実施する】

❖ 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

第6条第3項 対象外事項

明石市市税条例の一部を改正する条例

個人住民税と併せて国税である森林環境税を賦課徴収するための規定を新設するほか、令和5年度税制改正に伴う所要の整備を図るもの。

【判断理由】

条例第6条第3項第1号

市税の賦課徴収に関するもの

明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を図るもの。

条例第6条第3項第5号

関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

第6条第1項 市民参画手続の必要性が低い

明石市職員の高齢者部分休業に関する条例

高齢期職員の多様な働き方の選択肢を確保するため、地方公務員法に基づく高齢者部分休業制度を創設するもの。

【判断理由】

判断基準⑦

市長等の機関内部の事務処理に関するもの

明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の独自利用事務を追加するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を図るもの。

判断基準⑥

法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの

明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例

耐震性が不足する西脇会館を廃止するもの。

判断基準②

特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの